厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会 第2回大麻規制検討小委員会

令和4年6月29日

参考資料3

薬生監麻発 0816 第 1 号 平成 29 年 8 月 16 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課長 (公印省略)

大麻取扱者に対する監視指導について

今般、都道府県知事により大麻研究者免許を与えられていた者が、免許の有効期間経過後、都道府県庁に対して虚偽の廃棄報告を行った上で、大麻を不正に所持していたことにより、地方厚生局麻薬取締部に大麻取締法違反で検挙される事案が発生しました。昨年来、大麻取扱者(元大麻取扱者を含む。)による事件が続いている状況は、国及び都道府県による薬物濫用防止の取組みに対する国民の信頼を揺るがしかねない極めて重大な事態です。大麻取扱者に対する監視指導の徹底については、すでに「大麻の管理の徹底について」(平成28年11月8日付け薬生監麻発1108第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)において示しているところですが、各都道府県におかれては、前記通知に加え、下記の点にご留意の上、監視指導の徹底にこれまで以上に努められるようお願いいたします。

記

1.大麻の管理の徹底

今回の事件については、大麻研究者免許を取得した者が研究のため栽培していた 大麻を、免許の有効期間経過後も廃棄することなく所持しているにもかかわらず、 免許者である都道府県知事に対して「大麻を廃棄した」旨の報告を行っていたもの である。

現に免許を有する大麻取扱者に対しては、適宜立入検査を行い、栽培・管理等の 状況を確認していると承知しているが、今回のような事件が起こり得ることを想定 して、大麻取扱者免許を保有していた者の免許が失効した場合についても、同大麻 取扱者からの廃棄報告を受けることに加え、栽培地等へ赴き、実地で大麻の廃棄等 について確認すること。

なお、上記に限らず、大麻取扱者(元大麻取扱者を含む。)に対して、大麻取締法

第 21 条に基づく立入検査を行った際には、監視指導・麻薬対策課宛にその旨情報提供いただきたい。

2 . 免許業務手順の精査等

大麻取扱者免許の審査にあたっては、各都道府県衛生主管部(局)において審査 基準等を策定し、適正な免許業務を行っていると承知しているが、昨今の事案等を 踏まえ、各都道府県における免許業務の手順等を精査し、必要に応じて規則等を改 正する等、適正な免許業務の実施を確保するとともに、免許申請者に対して関係法 令を遵守すべきことを周知徹底すること。

以上